

令和3年9月16日

保護者様

胎内市教育委員会教育長

タブレット端末の家庭への持ち帰りについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、胎内市では、タブレット端末の平常時持ち帰りを下記に基づいて開始いたします。保護者の皆様のご理解、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

記

1 目的

タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用しています。家庭学習でもこの趣旨が生かされるようにするとともに、平常時から非常時（臨時休校等）に対する準備を行うためにタブレット端末の家庭への持ち帰りを行います。

2 タブレット端末の持ち帰り形態

- ・ 平常時、週に1回程度の持ち帰りを原則とします。
- ・ オフラインでの使用を行います。
 - ※ 現在、タブレット端末には学校のルーターにフィルタをかけています。家庭に持ち帰るとフィルタなしの状態となります。安全を確保するため、家庭ではネット接続を行わない形態（オフライン）での使用のみとさせていただきます。
- ・ 学校からの課題にタブレット端末を用いて取り組みます。課題としては、写真や動画での取材、写真入り日記の作成、観察日記の作成、教科書のデジタル視写（教科書本文をワープロアプリに打ち込む）、レポートの作成、ノートのとまとめ直し、計算練習、タイピング練習等の中から、各学校により示されます。
- ・ 充電器は持ち帰りません。充電が切れ、課題に取り組めない場合は、翌日その旨を担任にお伝えください。

3 家庭への持ち帰り手順

- ・ 令和3年9月中に、教師の指導の下、タブレット端末のオフライン設定を児童生徒自身が行います。
- ・ 設定等を終えた学年・学校から順次持ち帰り準備や試行を始めます。
- ・ 市内全小中学校において、10月から週に1回程度の持ち帰りを開始します。曜日については各学校が定めます。

4 緊急時の連絡

- ・ 操作方法についての問合せは行わないでください。できなかった内容はそのままにし、登校時に学校で子どもから直接担任等に聞くよう指示してください。
- ・ 故障、破損、紛失、盗難等が発生した場合、午後7時までに学校へ連絡してください。連絡がつかない場合は、翌日（祝日、休日の際はその後）学校へご連絡ください。

5 その他

- ・ 「家庭でのタブレット端末使用のきまり」をよくお読みください。きまりが守れない場合は、使用を制限することがあります。家庭の判断で制限していただいても構いません。
- ・ わざとであったり、使い方が非常に悪かったりして故障や破損した場合、学校で協議の上、弁償していただく場合があります。
- ・ 家庭でのオフライン使用を開始する際に、別紙同意書を学校へご提出ください。2部配付いたします。**学校提出用**は日付、所属、児童生徒名、保護者名、タブレット端末の管理番号を記入し、9月21日（火）までに学校へご提出ください。**家庭保存用**は提出せず、ご家庭で保管してください。

【お問合せ】

胎内市教育委員会 学校教育課

指導主事 山沢 正仁

TEL 47-2711